

久喜市教育委員会令和3年9月定例会

開催月日 令和3年9月27日（月曜日）
開催場所 鷲宮総合支所4階 407・408会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時27分

久喜市教育委員会令和3年9月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
 - 第 2 前回会議録の承認
 - 第 3 教育長報告
 - ア 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について
 - イ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - 第 4 議事
 - 議案第45号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - 議案第46号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について
 - 議案第47号 令和4年度当初教職員人事異動方針について
 - 議案第48号 久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱について
 - 議案第49号 久喜市教育委員会委員の辞職について
 - 第 5 協議事項
 - ア 新型コロナウイルス感染対策に伴うオンライン授業参加児童生徒の出席の取り扱いについて
 - 第 6 その他
次回定例会について
- 配布資料 議案書、追加議案書、教育長報告、協議事項
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

教育長職務代理者 榎 本 英 明
委員 山 中 大 吾

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 吉 澤 勉
参事兼教育総務課長 榊 原 俊 彦
参事兼指導課長 川羽田 恵 美
参事兼中央公民館長 須 田 諭
学務課長 関 口 智 彰
学校給食課長 折 原 誠
生涯学習課長 坂 東 勝 則
文化財保護課長 堀 内 謙 一
スポーツ振興課長 鈴 木 洋 寿

教育総務課

課長補佐兼係長 森 田 和 美
担当主査 関 口 慎 吾

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。新型コロナウイルス感染症については、8月に感染者数が急増したこともありまして、小・中学校は夏休み明けの2学期から、感染防止を徹底するため分散登校といたしました。原則、16人を超える学級は2つに分け、登校しての対面での授業と、家庭からのオンラインでの授業というハイブリッド型の授業形態を取ったわけでありまして。今なお緊急事態宣言は継続されていますが、感染者数が減少してきましたので、9月21日から全校が通常登校とし、感染不安から登校を自粛している児童生徒については、引き続きオンライン授業といたしました。

ワクチン接種についても、受験を控える中学3年生は、優先接種の対象に加えていただき、接種が進んでいるところであります。しかし、コロナは収束したわけではございませんので、今後も気を緩めることなく、感染防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

早速であります、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和3年9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案4件と教育長報告2件、協議事項1件の審議、報告を予定しておりましたが、議案1件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第49号 久喜市教育委員会委員の辞職についてを本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと思います。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、山中委員と小野田委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査をお願いします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和3年8月18日に開催いたしました令和3年8月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のア及びイの2件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、教育長報告アの久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

教育長報告資料の1ページから3ページを御覧ください。今回の改正は、報酬の基準号給の改正でございます。令和3年10月1日に埼玉県最低賃金が引上げになることから、現在の基準号給が最低賃金を下回る職種について、最低賃金を上回るよう基準号給を引き上げるものでございます。

別表第1の、基準号給が行政職給料表1級1号給となっている職種については、2号給引上げとなり、1級3号給となります。また、基準号給が技能労務職給料表4号給となっている職種については、5号給引上げとなり、9号給となります。

なお、本規則につきましては、市長部局の人事課が所掌する例規でございますが、教育委員会に係る内容も含まれておりますことから、本日教育長報告にてご報告をさせていただきます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告イ、議案第 45 号、議案第 46 号、議案第 49 号につきましては、人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、これより会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 5 分 休 憩

午後 1 時 3 5 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） それでは、イ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び各担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第 4、議事に入ります。

◎議案第 4 5 号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第 45 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。議案第 45 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第 4 6 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 46 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 3 ページを御覧ください。議案第 46 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

次の議案第 47 号及び議案第 48 号については、公開案件でありますことから、一旦会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休 憩

午後 1時48分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第47号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第47号を上程し、これを議題といたします。

議案書の6ページを御覧ください。議案第47号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第47号 令和4年度当初教職員人事異動方針についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

令和4年度当初教職員人事異動方針について、別紙のとおり決定することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 議案書7ページから10ページを御覧ください。令和4年度当初教職員人事異動の方針についてでございます。

議案書7ページを御覧ください。久喜市立小・中学校に勤務する教職員の人事異動につきましては、埼玉県教育委員会から出されております当初教職員人事異動方針に沿うこととなります。このたび埼玉県教育委員会から、令和4年度当初教職員人事異動方針及び令和4年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項が、令和3年8月24日に通知されました。これに基づきまして、久喜市教育委員会における教職員人事異動方針及びその細部事項を決定するに当たり、議決をお願いするものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。人事異動方針及び細部事項ともに、埼玉県教育委員会との整合性を図ったものとなっております。なお、昨年度から一部文言修正がございましたが、大きな制度の変更や内容の変更はございません。

新規の項目として、1、基本方針の（5）について、近年新採用教職員で採用後、1年以内に退職したり病気休暇に入ってしまったりする者がおりますので、今まで以上に人材育成の観点が必要であるということをメインにいたしました。

細部事項については、3か所追加及び変更しました。1つ目ですが、転任・転補について、（16）、女性教職員の異動の一文では、「適性を考慮し」と記述されていたものを、女性に限定するものではないため削除いたしました。

2つ目ですが、2、転任・転補について、教職員の心身の状況への配慮のため、（18）の項目を追加しました。

3つ目ですが、2、転任・転補について、子育てや介護などの教職員の状況への配慮のため、（19）の項目を追加しました。

それでは、本市の人事異動方針の要点についてご説明申し上げます。

まず、基本方針につきましては、7ページ、(1)、適材を適時に適所に配置すること、(2)、人材育成を期すること、(3)、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努めること、(4)、長期的展望に立って計画的に異動を実施すること、(6)、再任用職員の適切な配置に努めること、(7)、女性教職員の個々の能力が発揮できるよう考慮すること、(8)、障がいのある教職員については、個々の障がいの状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努めることといたしました。

他市町への移動を意味します転任及び市内での異動を意味します転補につきましては、特に3点ご説明いたします。

1点目は、原則として異動を行わない者についてでございます。9ページを御覧ください。細部事項において、教頭及び主幹教員を除いてではございますが、原則として異動を行わない者の基準を示しました。具体的には、(3)、ア、同一校在籍3年未満の者、イ、産休、育休等を取得中及び妊娠中の者、ウ、休職中の者です。また、(12)、原則として校長、教頭の同時異動は行わないことを示しました。

2点目は、新採用教職員についてでございます。新採用教職員につきましては、人材育成等のために新採用後、早期に複数校を経験できるよう積極的に異動を行います。具体的には、細部事項において、(9)、採用後5年以内に異動を行うこと。原則として、市町村間の異動を行うことを示しました。

3点目は、同一校勤務年数の長い者についてでございます。同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行います。具体的には、細部事項において、(10)、10年以内に異動を行うこと。7年以上の者については、積極的に異動を行うことを示しました。

退職につきましては、細部事項において、2の(2)、定年は60歳、勸奨退職は満45歳以上60歳未満で、勤続20年以上が対象となることを明示しました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長(柿沼光夫) 議案第47号について質疑をお受けいたします。

榎本委員。

○教育長職務代理人(榎本英明) 7ページの基本方針(7)の女性教職員のところですが、10ページの(16)のところ、先ほど適正の考慮は女性に限定したものではないとおっしゃったと思いますが、(7)のほうはこのままなのでしょうか。

○教育長(柿沼光夫) 指導課長。

○参事兼指導課長(川羽田恵美) こちらにつきましては、整合性を図るように、今後検討させていただきます。

○教育長(柿沼光夫) 榎本委員。

○教育長職務代理人(榎本英明) 今説明していただいた、例えば新採用の教員の5年以内の異動とか、同一校在職10年以内での異動、また校長、教頭の同時異動を行わないというのは、結構前からやっていたことかと思いますが、全く新規の方針というものはあるのでしょうか。

- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 今お話のありました件については、本年度新規のものではなく、継続して異動方針としてあったものでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 榎本委員。
- 教育長職務代理者（榎本英明） 全く新規の方針はないということですね。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 全く新規のものはございません。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。
諸橋委員。
- 委員（諸橋美津子） 追加項目として増えた中で、心身の状況や介護などに応じて配慮を行うとの内容がありましたが、久喜市の場合は、心身の不調によって休職している先生方はいるのですか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 昨年度の人数になってしまうのですが、8日以上病気休暇取得者と病気休職者が、併せて27名でございます。
- 教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。
- 委員（諸橋美津子） そうなってくると、休職した先生が担任を持っていた場合、その分欠員の状況になると思いますが、久喜市の中で欠員の状況になっている学校もあるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 欠員が生じてしまう期間もありますけれども、原則担任が不在にならないように、授業が自習等にならないように、最優先で人材確保に努めております。
- 教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。
- 委員（諸橋美津子） その場合は、学校内で手の空いている先生がその学級を受け持つとか、そういった対応をされているということですか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 東部教育事務所等とも連絡を図り、また、各校長や大学等との連携の中で、できるだけ人材確保に努めております。人材確保が間に合わないときには、校内で調整をして担任及び授業者が空かないように努めておるところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号 令和 4 年度当初教職員人事異動方針については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 48 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 48 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 11 ページを御覧ください。議案第 48 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 48 号 久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱を別紙のとおり制定したいので、議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） それでは、久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱についてご説明申し上げます。

議案書 12 ページから御覧ください。本要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による市内小・中学校の宿泊行事の中止、延期により生じた取消料について、予算の範囲内において取消料を補助することを目的としております。要綱の本文につきましては、昨年度公布した同様の要綱と変更はございません。

附則については、昨年度は令和 2 年度に限定され、令和 3 年 3 月 31 日に効力を失うもので、その日までに交付決定を受けた補助金は、令和 3 年 3 月 31 日以降も交付されることを規定してございました。今回の要綱は、公布の日から施行、令和 3 年 4 月 1 日から適用とし、期間の限定は行わないものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 48 号について質疑をお受けいたします。

山中委員。

○委員（山中大吾） 現状どれぐらいの数が延期または中止等となっているか、分かれば教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 令和 3 年度におきましては、修学旅行のほうは今までに小学校 1 校、中学校 1 校が実施しております。それ以外の学校につきましては、今後実施予定でございますので、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、実施の方向でおります。

林間学校につきましては、小学校、中学校含めまして 16 校が実施済みです。そのほかの 6 校に関しましては、今後の実施予定がございます。こちらも状況を鑑みながら実施を検討しているところでございます。

- 教育長（柿沼光夫） 山中委員。
- 委員（山中大吾） 現段階では、中止する学校はないということによろしいですか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 中止とはっきり決定したものはございませんが、中学校の修学旅行で3校、実施日、内容ともに未定という学校がございます。この辺りは状況を見ながら代替行事なども含めて検討しているところもあると思いますので、状況を見ながら見守ってまいりたいと思います。
- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。
- 委員（山中大吾） ありがとうございます。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第48号 久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
次の議案第49号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。
〔これより非公開とする〕
- 教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。
午後 2時02分 休 憩

午後 2時02分 再 開
- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。
◎議案第49号
- 教育長（柿沼光夫） それでは、議案第49号を上程し、これを議題といたします。
追加議案書の1ページを御覧ください。議案第49号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。
〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕
これをもちまして会議の非公開を解きます。
〔非公開を解く〕
- 教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。
午後 2時07分 休 憩

午後 2時07分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

日程第5、協議事項でございます。

◎協議事項 ア

○教育長（柿沼光夫） それでは、ア、新型コロナウイルス感染対策に伴うオンライン授業参加児童生徒の出席の取り扱いについての協議内容につきまして、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） それでは、新型コロナウイルス感染対策に伴うオンライン授業参加児童生徒の出席の取り扱いについてご説明申し上げます。

協議事項資料1 ページを御覧ください。令和3年2月に文部科学省、埼玉県教育局からオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には、出席停止、忌引の日数として記録するとともに、オンラインを活用した特例の授業として記録することと通知されております。現在本市でも、それに準じてオンラインによる学習を受けた場合、出席簿及び指導要録には出席停止、忌引の日数として記録するとともに、オンラインを活用した特例の授業として記録しております。

一方、令和元年10月の文部科学省からの不登校児童生徒への支援の在り方についての通知の中で、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意しつつ、一定の条件を満たした上で、自宅においてICT等を活用した学習指導を行った場合は、校長は指導要録上、出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができるとしています。

また、先日、令和3年9月7日火曜日に行われました萩生田文部科学大臣記者会見の中で、記者からオンライン授業の運用について、「2月の通知で現状では出席停止ですが、既に教育委員会によって対応が割れてきている。大臣の考えを伺います。」という質問がありました。このことについて文部科学大臣は、「文部科学省としては新型コロナウイルス感染症への対応としてやむを得ず学校に登校できない児童生徒の出欠の取り扱いに関しては、学校に登校できなかった日数は指導要録上、欠席日数として記録しないこと、進級や進学、入試などにおいて、例えば出席日数により不利益を被ることがないようにすることなど、これまでも示してきた。他方、同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画などを踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であることから、各自治体や学校に対して積極的な取組を促しており、オンラインを活用した学習指導の実施をしたと校長が認める場合には、オンラインを活用した特定の授業を行ったものとして、指導要録に記録をすることとしている。自治体で判断が分かれているというのも承知をしており、できる自治体もあれば、できない自治体もあるのが現状である。そういう中で、一律のルールを今文科省が決めるのは逆に混乱を与えることに

なるので、ルールを変えるということは現時点では考えていない。」とのお話がありました。

本市では、2学期始めの分散登校中において、登校による学習とオンラインによる学習を組み合わせたハイブリッドな教育活動を行っており、なぜ出席とできないかという声もございましたようです。その状況から鑑み、学校保健安全法第20条または学校教育法施行規則第63条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を実施することに伴い、オンライン学習により対面と同等の指導を受けたと校長が認める場合、出席簿及び指導要録には出席扱いとして記録することについて、方向性のご協議をお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫）** 今指導課長から説明がありましたように、国の考えでは現在のところは出席停止扱いということになっていますが、一部自治体で出席扱いしているところもあります。国としては今一律のルールを決めるのは難しいという文部科学大臣の話もありましたが、本市の場合は、オンライン授業がかなり質的に向上しているので、一歩進めて出席扱いとしてはどうかということで、委員の皆様のご意見をいただいたうえで、決定していきたいと思っております。ご意見がありましたら、よろしく申し上げます。

山中委員。

- 委員（山中大吾）** 私は中学生、小学生の子どもがいて、実際オンラインをやっているところを見させていただいた中で、先生たちも慣れてきたのもあるかと思いますが、非常にいい授業をしていただいていると思います。あとはもう子どもの問題であって、やはりずっとパソコンを見ているというのは、子どもとしては大変で、途中でお菓子やジュースだとかを机の下に置いて食べながらやるというようなケースも出てくると思います。学校で、オンライン授業中は授業と一緒になので、こういうことはしないようにというような注意事項等を作成し、ルールを徹底していただいたほうがいいのかと思います。基本的には賛成です。

- 教育長（柿沼光夫）** ほかにいかがですか。

榎本委員。

- 教育長職務代理人（榎本英明）** 久喜市の分散登校は、例えば1つのクラスが30人いるとしたら、登校とオンラインで15人ずつ実施するやり方ということですか。

- 教育長（柿沼光夫）** そうです。

- 教育長職務代理人（榎本英明）** 登校とオンラインは、どのぐらいの頻度で交換をするのでしょうか。

- 教育長（柿沼光夫）** この3週間は1日交代で実施しています。ですので、出席日数としては半分となります。この取り扱いに対して保護者の方からご意見をいただくこともあり、出席扱いとしてはどうかと考えているわけです。

- 教育長職務代理人（榎本英明）** 体育って授業はあるのですか。

- 教育長（柿沼光夫）** はい。体育の授業もやれる範囲でやっています。

- 教育長（柿沼光夫）** ほかにございますか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 感染不安のため、保護者の方から、学校には行かせないでオンラインでやりたいと言った場合も、出席扱いという形になりますか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） その辺りの取り扱いについては、今後の検討課題と考えております。

○教育長（柿沼光夫） 制度的には、校長が出席か出席でないかを判断することになっていきますので、各学校の校長がその児童生徒の学習状況を確認しながら、出席に値するかどうかを判断されることになると思います。

ほかにございますか。

諸橋委員。

○委員（諸橋美津子） 私も出席扱いでいいと思うのですが、先ほど話が出ましたが、オンライン授業を受けている生徒同士が、授業中に見えないところでラインでやり取りをしているのを嘆いている保護者もいらっしゃいましたので、その辺りのルールや子どものモラルの徹底ができるといいのかなと思います。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 教員の方から、全ての子どもの画面が見られるようなシステムも構築できますので、その辺りも十分注意して見守っていきたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 榎本委員。

○教育長職務代理者（榎本英明） 不登校の児童生徒は、このオンライン授業には参加をしているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 希望があれば、オンライン授業で参加していただけます。

○教育長職務代理者（榎本英明） それでも出席になる可能性があるとのことですね。

○教育長（柿沼光夫） そういことです。これは文部科学省でも出席扱いと認めています。

○教育長職務代理者（榎本英明） 久喜市内でそういう方はいるのですか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 存在しております。

○教育長職務代理者（榎本英明） 参加しているということですか。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） はい。

○教育長（柿沼光夫） そちらとの整合性も考えて、今回出席扱いの検討をしているところです。

諸橋委員。

○委員（諸橋美津子） 先ほどの不登校に関連してなんですけれども、分散登校が解除され

て、通常の対面授業に戻った時に、不登校だけど、オンライン授業だったら家で何とかそれを受けて学校と関わりが持てるという児童生徒がいた場合、そういった児童生徒に対するオンラインの授業を今後も提供することは考えていますでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） これからもオンライン授業は提供していきますけれども、それだけで対面授業と同等の学びができるかという点、そうではない部分もありますので、学校に来られるような働きかけは必要だと考えております。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（諸橋美津子） はい。

○教育長（柿沼光夫） たくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの内容を踏まえまして、決定をしてみたいと考えております。

以上で協議事項を終了いたします。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第6、その他の次回の定例会でございます。

開催日の案について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和3年10月26日火曜日、午後1時半から、会場は鷺宮総合支所4階、407・408会議室で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は10月26日火曜日、時間は午後1時30分から、会場は鷺宮総合支所4階、407・408会議室とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせをいたします。

午後 2時27分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和3年9月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和3年10月26日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 山 中 大 吾

委 員 小野田 真 弓